

実態調査について（概要）

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課

1. 目的

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援給付と介護保険制度との適用関係については、その基本的な考え方、優先される介護保険サービス、介護保険サービスの捉え方、具体的な運用等について「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援給付と介護保険制度との適用関係等について」（平成 19 年 3 月 28 日障企発第 0328002 号障障発第 0328002 号）にて通知しているところであるが、その運用等の実態を把握するための調査。

2. 調査対象・調査数

対象	調査方法	調査対象数	抽出方法
全指定都市 (20)、 全中核市(43) 及び 右記抽出方法 で抽出された 市区町村 (222)	質問紙による調査	285	都道府県ごとに下記方法により市町村を抽出 ・各都道府県内の市（特別区を含む）から人口規模の大きい順に 2 市を抽出（指定都市、中核市を除く） ・各都道府県内の町から人口規模の大きい順に 2 町を抽出 ・各都道府県内で人口規模が最も大きい村を 1 抽出（村のない場合を除く）

3. 調査実施時期

- ・平成 26 年 8 月 21 日（木）送付
- ・平成 26 年 9 月 10 日（水）17:00 締切

4. 調査概要

- ・65 歳以上で介護保険サービスと障害福祉サービスの併給をしている者、障害福祉サービスのみを利用している者の割合
- ・介護保険移行時の運用について
- ・障害福祉サービス上乗せ支給について 等

5. 記入上の留意事項

- ・回答用紙の A-a)-No. 1～6 の質問への回答について

平成 26 年 5 月提供分での国保連請求ベースでの実人数を算定してください。ただし、平成 26 年 5 月提供分での実人数の記載が困難な場合は、平成 26 年 4 月以前で人数の把握が可能な直近月で算定していただくようお願いします。

回答用紙

		No.	質問項目	回答・選択肢			
A 実態	a) 65 歳以上の者についてのサービス利用状況(併給者の割合)	1	障害福祉サービス利用人数	平成 26 年 5 月実績			
					人		
		(参考) 65 歳未満の者も併せた障害福祉サービス全利用人数	平成 26 年 5 月実績				
					人		
		2	併給(介護保険・障害福祉)人数	平成 26 年 5 月実績			
				人			
		3	上記2のうち、介護保険サービスの支給限度額の制約から障害福祉サービスを上乘せしている者の人数	平成 26 年 5 月実績			
				人			
		4	障害福祉サービスのみ(上記障害福祉サービス利用人数-併給人数)を利用している者の人数及びその理由と理由ごとの人数	平成 26 年 5 月実績			
				障害福祉サービスのみを利用している者の人数 ※障害福祉サービスのみの利用となっている者について理由(下の1~5)ごと人数を下記1~5へ記載してください。			
				1	要介護認定の申請の結果、非該当となっているため		人
				2	要介護認定の申請の結果、要介護認定又は要支援認定がなされたが、障害福祉サービスに相当する介護保険サービスにより適切な支援を受けることができないと判断したため		人
3	介護保険サービスに相当するものがない障害福祉サービス固有のものと認められる(行動援護、同行援護、自立訓練(生活訓練)、就労移行支援、就労継続支援)ものであるため				人		
4	要介護認定の申請をしていないため				人		
5	その他の理由						
					人		

b) 65 歳以上の併給者のサービス併用状況について	5	前記 2 の併給者のうち、居宅介護を利用している者の介護保険サービスの併用状況について教えてください	併用している介護保険サービスの種類		平成 26 年 5 月実績	
			訪問介護のみを利用			人
			訪問介護と訪問介護以外の介護保険サービスを利用			人
			訪問介護以外の介護保険サービスを利用			人
	6	前記 2 の併給者のうち、重度訪問介護を利用している者の介護保険サービスの併用状況について教えてください	併用している介護保険サービスの種類		平成 26 年 5 月実績	
			訪問介護のみを利用			人
			訪問介護と訪問介護以外の介護保険サービスを利用			人
			訪問介護以外の介護保険サービスを利用			人
	7	障害福祉サービスを受けている者が、65 歳到達により要介護認定を受けた際の認定結果を、65 歳到達時の障害程度区分ごとに教えてください (平成 25 年度中に 65 歳に到達した者)	障害程度区分		要介護度	
			区分 6		要介護 5	人
					要介護 4	人
					要介護 3	人
					要介護 2	人
					要介護 1	人
					要支援 2	人
					要支援 1	人
				人	自立	人
			区分 5		要介護 5	人
					要介護 4	人
					要介護 3	人
					要介護 2	人
					要介護 1	人
					要支援 2	人
					要支援 1	人
				人	自立	人
			区分 4		要介護 5	人
					要介護 4	人
					要介護 3	人
					要介護 2	人
					要介護 1	人
					要支援 2	人
					要支援 1	人
				人	自立	人
			区分 3		要介護 5	人
					要介護 4	人
					要介護 3	人
					要介護 2	人
					要介護 1	人
					要支援 2	人
					要支援 1	人
				人	自立	人

				<table border="1"> <tr> <td rowspan="7">区分2</td><td>要介護5</td><td></td><td>人</td></tr> <tr> <td>要介護4</td><td></td><td>人</td></tr> <tr> <td>要介護3</td><td></td><td>人</td></tr> <tr> <td>要介護2</td><td></td><td>人</td></tr> <tr> <td>要介護1</td><td></td><td>人</td></tr> <tr> <td>要支援2</td><td></td><td>人</td></tr> <tr> <td>要支援1</td><td></td><td>人</td></tr> <tr> <td></td><td>人</td><td>自立</td><td>人</td></tr> <tr> <td rowspan="7">区分1</td><td>要介護5</td><td></td><td>人</td></tr> <tr> <td>要介護4</td><td></td><td>人</td></tr> <tr> <td>要介護3</td><td></td><td>人</td></tr> <tr> <td>要介護2</td><td></td><td>人</td></tr> <tr> <td>要介護1</td><td></td><td>人</td></tr> <tr> <td>要支援2</td><td></td><td>人</td></tr> <tr> <td>要支援1</td><td></td><td>人</td></tr> <tr> <td></td><td>人</td><td>自立</td><td>人</td></tr> </table>	区分2	要介護5		人	要介護4		人	要介護3		人	要介護2		人	要介護1		人	要支援2		人	要支援1		人		人	自立	人	区分1	要介護5		人	要介護4		人	要介護3		人	要介護2		人	要介護1		人	要支援2		人	要支援1		人		人	自立	人
区分2	要介護5		人																																																					
	要介護4		人																																																					
	要介護3		人																																																					
	要介護2		人																																																					
	要介護1		人																																																					
	要支援2		人																																																					
	要支援1		人																																																					
	人	自立	人																																																					
区分1	要介護5		人																																																					
	要介護4		人																																																					
	要介護3		人																																																					
	要介護2		人																																																					
	要介護1		人																																																					
	要支援2		人																																																					
	要支援1		人																																																					
	人	自立	人																																																					
B 運用	a) 65 歳到達による介護保険移行について	8 介護保険制度への移行の案内は行っているか 9 介護保険制度への移行の案内は基本的にどのように対応で行っているか（複数回答可） 10 介護保険制度移行の案内に際しての介護保険優先説明において、場合によっては障害福祉サービスとの併給が可能なことを、障害福祉サービスを受けている者に対して事前に案内しているか 11 介護保険サービスと障害福祉サービスの併給が可能なことについて住民へ周知されているか	1. 65 歳到達の 6 ヶ月以上前に案内している 2. 65 歳到達の 5 ヶ月前に案内している 3. 65 歳到達の 4 ヶ月前に案内している 4. 65 歳到達の 3 ヶ月前に案内している 5. 65 歳到達の 2 ヶ月前に案内している 6. 65 歳到達の 1 ヶ月以内に案内している 7. 案内を行っているが、上記 1～6 以外 () 8. 行っていない → 質問 11 へ ※8 を選択された場合には、案内を行っていない理由を下に記載してください。 () 1. 電話で説明 2. お知らせの送付 3. 自治体窓口や利用者宅訪問等により直接説明 4. その他 () 1. している 2. 基本的にはしていないが、事例によっては事前説明している 3. していない 1. している ※1 を選択された場合には、周知の方法を右欄から選んでください。 1. 広報誌 2. ホームページ 3. その他	1～7 を選択された場合は 質問 9 へ																																																				

			2. していない	()
	1 2	65 歳に到達する者の障害福祉サービス支給決定期限をどのように設定しているか	1. 65 歳に到達する者についてもそれ以外の者と同じ取扱としており、介護保険移行を考慮した期限の設定はしていない 2. 65 歳到達月（誕生日）の月末までの期限としている 3. 65 歳到達月（誕生日）の翌月末までの期限としている 4. 65 歳到達月（誕生日）の翌々月末までの期限としている 5. 65 歳到達月（誕生日）の 3 ヶ月後の月末までの期限としている 6. その他 ()	
b) 介護保険の申請勧奨について	1 3	申請勧奨を繰り返し行っても応じず、介護保険を申請していないケースはあるか	1. ある → 質問 1 4 へ 申請勧奨に応じない理由を下記から選んでください。 （複数回答可） イ 介護保険サービス利用による自己負担の発生 ロ 馴染みの支援者を希望 ハ 介護保険制度では今まで受けていたサービスが受けられない ニ 介護保険優先適用の考え方が理解できない ホ その他 () 2. ない → 質問 1 5 へ	
c) 介護保険法に基づく要介護認定等の申請勧奨に応じない場合の対応について	1 4	申請勧奨に応じないまま、65 歳到達後も継続して障害福祉サービスの利用申請があった場合どのように対応しているか	1. 障害福祉サービスの支給決定を行い、引き続き申請勧奨を行う 2. 障害福祉サービスの支給決定期限を通常より短くして決定し、引き続き申請勧奨を行う 3. 障害福祉サービスの利用申請を却下する 4. 申請勧奨に応じず障害福祉サービスの利用申請を行うまでに至ったケースはない 5. その他 ()	

d) 障害福祉サービスの上乗せ支給について	15	介護保険の被保険者が障害福祉サービスを上乗せ利用する場合の要件は	1. 在宅の障害者で、申請に係る障害福祉サービスについて適当と認める支給量が、当該障害福祉サービスに相当する介護保険サービスに係る保険給付の居宅介護サービス費等区分支給限度基準額の制約から介護保険のケアプラン上において介護保険サービスのみによって確保することができないものと認められる場合 2. 上記に加え、要件を加えている →質問16へ ※2を選択された場合は、どのような要件をいつから加えているか、また、要件の規定の方法について右欄にできるだけ詳しく記入してください。	(例) ・平成12年より下記要件を加えた。(内規で規定(明文化はしていない。)) ・障害者手帳所持者(肢体不自由の身体障害者手帳1級所持者に限る) ・介護保険の要介護度が要介護5の者(ただし区分変更しても要介護5にならない場合は、要介護4以下でも検討可能)等
	16	介護保険の被保険者が障害福祉サービスの上乗せ利用の要件を満たさない場合であっても個別の状況に応じて上乗せ支給を行っているか	1. している ※1を選択された場合には、個別の状況に応じて上乗せを認めるための手続きがあれば右欄へ記載してください 2. していない	
	17	障害福祉サービスに相当する介護保険サービスの特定について	1. 障害福祉サービスの継続利用について全てのケースにおいて具体的な意向を聴き取り、必要としている支援内容を把握した上で判断している 2. 障害福祉サービスの継続利用について判断が困難なケースにおいては、具体的な意向を聴き取り、必要としている支援内容を把握した上で判断している 3. 障害福祉サービスの継続利用について具体的な意向は聴き取っておらず、サービス内容、機能のみによって判断している 4. その他 ()	
f) 移動支援(地域生活支援事業)の支給について	18	移動支援(地域生活支援事業によるもの)について介護保険給付との調整を行っているか	1. 行っている ※1を選択された場合には、介護保険対象者の移動支援の利用要件について右欄へ記載してください 2. 行っていない	(例) 余暇活動等の社会活動目的にて外出する場合のみ利用可能

C その他	a) 不服審査及び訴訟について	19	障害福祉サービスに関する審査請求件数（平成24年度以降、平成26年8月1日現在まで）	総件数		総件数のうち65歳以上の者が請求した件数	
				総件数のうち、相談支援専門員がサービス等利用計画を作成していた者	件	左の件数のうち、請求時に65歳以上だった者	件
				総件数のうち、セルフプランを作成していた者	件	左の件数のうち、請求時に65歳以上だった者	件
		20	介護保険優先原則を根拠とした処分に対する審査請求件数及び審査請求におけるその論点ごとの件数（平成24年度以降、平成26年8月1日現在まで）	平成24年度			件
				平成25年度			件
				平成26年度			件
				介護保険移行による利用者負担の増大			件
				介護保険サービスで適切な支援を受けられるかどうかについての市町村の運用			件
				その他 ・			件
		21	介護保険優先原則を根拠とした処分に対する訴訟件数及び訴訟におけるその論点ごとの件数（平成24年度以降、平成26年8月1日現在まで）	平成24年度			件
				平成25年度			件
				平成26年度			件
				介護保険移行による利用者負担の増大			件
				介護保険サービスで適切な支援を受けられるかどうかについての市町村の運用			件
				その他 ・			件
	b) その他	22	自立支援給付と介護保険制度の適用関係に関してご意見等があれば記載してください				

国庫負担基準について

国庫負担基準の設定の考え方

障害者総合支援法では国の費用負担を「義務化」することで財源の裏付けを強化する一方で、「義務化」といっても無条件ですべて負担することは困難であり、障害福祉に関する国と地方自治体間の役割分担を前提に、限りある国費を公平に配分し、市町村間のサービスのばらつきをなくすために、市町村に対する国庫負担(精算基準)の上限を定めたもの。

これは個人のサービスの上限ではなく、市町村に対する国庫負担(精算基準)の上限であり、介護の必要度が高い者が多い市町村にはその人数に応じて国庫負担を行える仕組みであるとともに、同じ市町村の中でサービスの利用が少ない方から多い方に回すことが可能という柔軟な仕組みにしている。

なお、重度障害者の割合が一定以上であること等により、訪問系サービスの支給額が国庫負担基準を超過している市町村については、地域生活支援事業により助成を行うとともに、国庫負担基準をなお超過する市町村には、障害者総合支援事業費補助金による重度訪問介護等の利用促進に係る市町村支援事業(※)により、財政支援を行っている。

(※) 指定都市・中核市は除く

平成26年度国庫負担基準

居宅介護利用者

	通院等介助なし
区分1	2,690単位
区分2	3,480単位
区分3	5,120単位
区分4	9,640単位
区分5	15,430単位
区分6	22,200単位
障害児	8,660単位

※別途通院等介助ありを設ける

重度訪問介護利用者

区分3※	19,890単位
区分4	24,900単位
区分5	31,220単位
区分6	44,230単位

※区分3は経過規定

介護保険対象者	13,600単位
---------	----------

同行援護利用者

区分に関わらず	11,330単位
---------	----------

行動援護利用者

区分3	12,590単位
区分4	16,960単位
区分5	22,550単位
区分6	29,300単位
障害児	16,010単位

介護保険対象者	7,520単位
---------	---------

重度障害者等 包括支援利用者

区分6	83,660単位
-----	----------

介護保険対象者	33,200単位
---------	----------

重度障害者等包括支援対象者であって重度障害者等包括支援を利用しておらず、居宅介護、行動援護又は重度訪問介護を利用する者

区分6	63,870単位
-----	----------

介護保険対象者	32,290単位
---------	----------

(注) 各区分の国庫負担基準額(一人当たり月額)は、表の「単位数」に級地区分ごとに設定する「1単位当たり単価」及び「各市町村の給付率」を乗じた額となる。

平成26年度は、消費税率引き上げに伴う障害福祉サービスの基本報酬見直しと併せて、国庫負担基準についても改定を行った。